



学校だより

No. 3 さいたま市立神田小学校
令和7年5月30日発行 Tel (853) 4377
URL : <http://jinde-e.saitama-city.ed.jp/>

学校教育目標

○人間性豊かで 21世紀を
たくましく生きる神田の子
・かしこく・たくましく・あたたかく

「いじめ」という言葉にまどわされない

校長 中村 誠



自然の教室において登山で山頂に到着した時の様子

5月15日からの3日間、5年生が自然の教室で館岩少年自然の家に行ってきました。「みんな!ここあぶないよ!」「もう少しだから頑張っていこうね!」など、声をかけあって登山をする姿や、川魚をさばいて塩焼きにする活動を通し、私たちは命をいただいて生きているということ自覚できました。5年生の子どもたちは大きく成長したと実感しております。成長した5年生が運動会や音楽会で高学年としてさらに成長していけるようかかわってまいります。

さて、さいたま市では、6月は「いじめ撲滅強化月間」と位置付けています。新学期から2~3か月経過し人間関係が固定化するこの時期にいじめが増えやすい時期とされています。そのため、子どもたちと教師を含めた大人たちがいじめに向き合い、いじめをなくすためのさまざまな取組を行う月間としているのです。では、いじめとは、なにをもって「いじめ」となるのでしょうか。

昨年度、ある保護者の方から「いじめという言葉が良くないのではないか?」というお話をいただきました。そのお話を聞いて、私もその通りだと思いました。もし、一人に対して複数人で暴力をしたらいじめと言いますが、それはれっきとした「暴行」であり「傷害」です。もし、一人の人に対して無理やり物を買わせたらいじめと言いますが、それはまさしく「恐喝」であり「強要」です。もし、一人に対して複数人で無視をしたり何かあっても手伝わなかったりしたらいじめと言いますが、その行為は「侮辱」であり「名誉棄損」です。つまり、いじめと言われる行為は全て犯罪にあてはまるのです。だから、いじめは犯罪なのです。私たち教師を含めた大人たちは、いじめという言葉にまどわされずに、子どもたちに犯罪行為をさせないよう毅然とした態度と指導が必要であると思っています。そして、いじめは「いじめられた子が「いじめ」と感じたらいじめになる」ということを再確認しなければいけません。6月は、そんないじめという言葉と向き合い、「いじめは犯罪」ということを子どもたちに理解させ、絶対にいじめをさせないということを大人たちがあらためて確認して行動する月でもあるのです。

また、大人たちはいじめられた子を徹底して守るという姿勢を貫くとともに、いじめた子への毅然とした指導といじめる行為をした心の内側にも目を向けることが大事です。フランスでは「ファール・プログラム」といういじめに向けたプログラムがあり、いじめた子への徹底した指導だけでなく心理カウンセリングも行うこととしています。「その子は、なぜいじめという行為をしなければいけなかったのか」を把握して、再教育を行っています。本校においても、もちろんいじめられた子への徹底したケアをするとともに、いじめた子への毅然とした態度の中に、その子の内面としっかり向き合った指導をまいります。

いじめにかかる問題こそ、学校のみでなく保護者の方々と共に考え、子どもが幸せに生きるための方策を考えていかなければなりません。これからも学校・保護者・地域が一体となって、子どもの健全な育成といじめ撲滅への取組を進めるため、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。